

入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

令和5年4月27日

東広島市長 高垣 廣徳

1 入札に付する事項

(1) 物品・委託役務の名称	令和5年度重複服薬通知業務
(2) 物品・委託役務管理番号	13050006
(3) 物品委託役務内容	国民健康保険被保険者の健康維持及び医療費の適正化を図るため、レセプトデータを活用して重複服薬者を抽出し、通知デザイン作成、効果分析等を行うもの。
(4) 納入・履行期間	契約締結日の翌日から令和6年3月29日まで
(5) 納入・履行（就業）場所	受注者が所管する作業場で発注者に届け出た場所
(6) 予定価格	落札後公表
(7) 最低制限価格	なし
(8) 入札方式	一般競争入札
(9) 入札区分	紙入札
(10) 使用する契約約款	業務委託契約約款（成果物の製造）
(11) 契約種別	総価契約
(12) 収入印紙	要

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	令和3年1月1日～令和6年12月31日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	調査・計画>各種行政計画・調査等
イ	法令等による登録等	次のいずれか ・一般財団法人日本情報経済社会推進協会（以下「JIPDEC」という。）からプライバシーマークの付与を受けていること。 ・JIPDECから認定を受けた認証機関による情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度の認証を取得していること。
ウ	技術者	問わないものとする。
エ	営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	東広島市内に営業所を有する者または広島県内に本店を有する者。
オ	会社の履行実績	問わないものとする。
カ	その他	令和元年8月26日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2（1）のいずれにも該当しないこと。

3 その他の入札条件

なし

4 日程等

手 続 き 等	期 間・期 日 等	場 所・留 意 事 項
ア 公告日	令和5年4月27日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 閲覧場所は「6問い合わせ先（契約担当課）」に記載のとおり。
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	令和5年4月27日～令和5年5月22日	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無：無
ウ 同等品確認期間（物品の買入れ及び借入れに限る）		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号）。以下「入札心得」という。）別記様式第2号（第4条関係）により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ 質問書提出期間」に記載の発注担当課とする。
エ 同等品確認回答閲覧期間		東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
オ 質問書提出期間	令和5年4月27日～令和5年5月9日 (午前8時30分～午後5時15分)	質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号）別記様式第1号（第4条関係）により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 健康福祉部 国保年金課（発注担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館1階） 電話番号 082-420-0933 ファックス番号 082-422-0334 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
カ 回答書閲覧期間	令和5年5月12日～令和5年5月22日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
キ 入札期間	令和5年5月17日～令和5年5月19日 (午前9時00分～午後5時00分)	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。） 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク 開札日時	令和5年5月22日 午後1時50分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（1回目）を実施するものとする。再度の入札（1回目）は、開札の立ち会いの有無に関わらず初度の入札参加者全員が参加できるものとする。 再度の入札（1回目）を実施する日時、場所等の詳細は初度の入札に参加した者に対してファックスにより通知を行う。 再度の入札（1回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札（2回目）を行う。 再度の入札は、2回目まで行う。

5 資格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出を求めない。

（1）提出書類

書類の区分	提出書類 (○印)	備考
ア 入札参加資格確認申請書		
イ 入札参加資格要件総括表		
ウ 誓約書		
エ 配置予定技術者届出書		様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
オ 履行実績確認表		
カ 履行実績証明書（物品・委託役務）		
キ 法令等による登録等を確認するための資料		
ク その他		

（2）提出部数は、1部とし、提出した資格要件確認資料は、返却しない。

（3）提出期限

（4）提出先 「6 問い合わせ先（契約担当課）」のとおり。

（5）その他

入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。

資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。

資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

6 問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課 物品役務係

東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）

電話番号 082-420-0930

ファックス番号 082-431-0077

令和5年度重複服薬通知業務仕様書

1 業務名称

令和5年度重複服薬通知業務

2 業務の目的

複数の医療機関において同一の薬剤処方がなされている重複服薬は、薬物有害事象（健康被害）が発生する恐れがあり、安全性の確保等から適正化が必要となる。当市国民健康保険の被保険者においてもこれを踏まえ、レセプトデータを活用して重複服薬者を抽出し、効果的な通知を作成することにより、国民健康保険被保険者の健康維持、医療費の適正化を図ることを目的とする。

3 履行場所

受注者が所管する作業場で発注者に届け出た場所

4 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年3月29日まで

5 業務内容

(1) 実施にかかる支援等

- ①事業実施スケジュール及び打合せ資料を作成すること。
- ②実施期間中3回以上の打合せを行うこと。
- ③実施に必要な報告書等の作成をすること。
- ④業務全般の日程を管理すること。発注者の承認を得た再委託先の事業者に係る日程管理も適切に行うこと。
- ⑤レセプトデータの授受及びデータベース等の納品に関連した個人情報対応の輸送については、セキュリティ便を利用すること。

(2) データベース及びリストの作成

レセプトデータを分析し、重複服薬通知対象者（以下「対象者」という。）の抽出・特定・リスト化をする。

①対象レセプト

発注者が提供する令和4年10月診療分から令和5年3月診療分までの6か月分のレセプトデータ

（参考）後発医薬品差額通知書等作成において処理したレセプト件数

診療月	R1.10	R1.11	R1.12	R2.1	R2.2	R2.3
電子レセプト(件)	43,589	43,349	44,304	41,917	41,089	41,455
手書きレセプト(件)	173	187	178	181	178	182
診療月	R2.10	R2.11	R2.12	R3.1	R3.2	R3.3
電子レセプト(件)	42,186	39,361	40,910	37,663	38,372	42,542
手書きレセプト(件)	166	165	219	32	44	48
診療月	R3.10	R3.11	R3.12	R4.1	R4.2	R4.3
電子レセプト(件)	41,764	41,272	41,260	38,605	37,376	41,875
手書きレセプト(件)	8	7	9	7	5	10

②データベースの作成

令和5年3月診療分と、令和5年1月診療分を基準月とし、それぞれ当該月以前4か月分のレセプトデータを分析する。（令和5年3月診療分は令和4年12月～令和5年3月診療分、令和5年1月診療分は、令和4年10月～令和5年1月診療分）

レセプトデータを分析し、同一月内に14日以上の内服薬を2医療機関以上で同じ薬の処方がある患者を抽出し、対象者名、診療年月、傷病名、医療費、調剤費用及び禁忌情報、向精神薬の有無などを含めた薬剤データベースを作成すること。なお、精神疾患(不眠症以外)及び入院患者については除外を行い、向精神薬は医薬品マスターの項目番号「麻薬・毒薬・覚醒剤原料・向精神薬」の「向精神薬」に該当するものと定義する。

なお、データベースを作成する上で別途必要なデータが生じた場合は、双方協議の上決定するものとする。

③リスト化

データベースを用いて、対象者ごとに、医療機関名、薬局名、薬品名、薬価コード、数量、回数、調剤日、剤型をリスト化すること。

(3) 重複服薬通知書のデザイン作成

重複服薬通知書のデザインを作成し、データを提供する。

- ①デザインは、重複服薬情報のほか、本通知の薬局又は医療機関への持参、通知の趣旨、重複服薬による健康被害の可能性、お薬手帳の活用方法や一本化の推進など、重複服薬の抑制となる効果的でわかりやすい内容を、A4用紙、両面、カラー刷りに収めて提案すること。
- ②提供するデザインは、原則3回は校正することとし、発注者の承諾をもって校了とする。
- ③デザインはその使用にあたり、問題がないよう商標調査等を行った上、提供すること。
- ④デザインの著作権は発注者に帰属すること。
- ⑤宛名及びリスト化した服薬情報の印字については発注者が印刷するものとする。

(4) 効果分析

通知書発送前後のレセプトデータ分析により、通知書送付の効果額を算出するとともに、事業実施報告を行う。

①効果分析に用いるレセプトデータの提供

発注者は、効果分析のため令和5年8月診療分から令和5年11月診療分までの4か月間のレセプトデータを提供する。

②効果検証の報告

受注者は、効果分析に用いるレセプトデータを分析し、通知書による効果検証（対象者ごとの、件数、医療費及び調剤費用などの推移）を行い、通知者及び非通知者に分けた効果検証の結果をそれぞれ報告すること。また、効果検証に用いたデータは、(2)②のデータベースに追加して提供すること。

(5) 成果物（納入物）

受注者は、所定の成果物を提出すること。

①データベース及びリスト

受注者は、レセプトデータを分析して作成したデータベース及びデータベースを用いて作成したリストは、Excelにより、令和5年7月14日（金）までに提出すること。

②重複服薬通知書のデザイン

受注者は、発注者の承諾をもって校了したデザインをWord及びPDFにより、令和5年7月14日（金）までに提出すること。

③効果検証報告書及びデータベース

受注者は、効果検証報告書をWord、データベースはExcelにより、令和6年3月25日（月）までに提出すること。

6 委託料の支払い

本業務の委託料は、業務完了後の一括払いとする。

7 その他

- (1) 本業務に係る報告書、データ等について一切の権利は発注者に属するものとする。
- (2) 受注者が仕様書に定める業務について取得した情報は、仕様書に定める業務のみに使用する。
- (3) そのほか、仕様書に定めのない事項については、双方が協議して定める。

8 問い合わせ先（発注担当課）

東広島市 健康福祉部 国保年金課 医療給付係

電話 (082) 420-0933

FAX (082) 422-0334